

「法曹養成制度検討会議」に対し、司法修習生の現状を踏まえ、慎重な議論により給費制を復活することを求める 65 期司法修習修了者の声明

2012 年 12 月 20 日 65 期司法修習修了者有志

2011 年 11 月 27 日から 1 年間、私たち新 65 期は史上初めて貸与制の下での司法修習を受けることになりました。2012 年 12 月 19 日をもって私たちは司法修習を修了しましたが、この 1 年間で過ごしてみて、貸与制の下では精神的・経済的にとても苦しい修習になることを実感しました。

日弁連の調査によると、法科大学院入学・在学のために奨学金を利用した人は全体の半数以上に上り、奨学金の利用額は平均して 340 万にものぼります (<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/kyuuhi.pdf>)。修習生の中には貸与金と合わせると返済額の合計が 1000 万円を超える人もいます。修習中に奨学金の返済が迫り貸与金で奨学金の返済をし、「借金で借金を返している」人もいます。

また、弁護士を目指している者の就職活動は非常に厳しく、いまだに就職が決まっていない者も多く、司法修習を経ても法曹となることが確約されていない状況となっているのです。

このような経済的困難の中で、「本当に返済できるのか」、「返済できなかつたらどうしよう」という不安を感じ、精神的につらい生活を送りました。

こうした「精神的・経済的に苦しい司法修習制度」は法曹志願者の大幅な減少の一因になっています。現に法曹志願者は大幅に減少しています。また、新司法試験に合格したものの、司法修習に行かないことを選択する人も増えています。このままでは経済的に豊かではない人が法曹になることが困難な世の中になってしまいますし、優秀な人材が法曹を目指さなくなり法曹の質の低下が懸念されます。

さらに、司法修習は単なる大学で受ける授業とは異なります。私たちは、実際の被疑者の取調べを担当したり、判決文を起案したり、法律相談に対応するための資料調査を行うなど、法曹として行うべきことを行ってきました。

法曹としての能力を身につけるための司法修習制度は重要であり、そのための給費制は必要不可欠な制度であると考えます。適正な法曹を養成することは、ひいては市民の利益であり、このままでは司法制度自体の崩壊を招きかねないことを危惧しております。

現在、内閣に設けられた「法曹養成制度関係閣僚会議」の下にある「法曹養成制度検討会議」において法曹養成制度が議論されています。2013 年 1 月 23 日、30 日に行われる会議では、給費制のことが議論される予定です。

私たちはこの検討会議の議論の行く末を見守っており、会議において慎重な

議論がなされることを期待しています。

そして、検討会議には、貸与制のもとで修習を受けた新 65 期の生の声をもとに「給費制復活をさせることと新 65 期、66 期については遡及的措置を行う」ことを求めます。

検討会議には、新 65 期の声や志願者が減少している現状を踏まえて、給費制を復活させる結論を出すことを期待しています。

以上